

令和五年第十回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年六月六日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第十回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第九回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案八件と事務局からの報告が十件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第四十三号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和五年度

一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事

務局所管分）

○渡部教育長 議案第四十三号につきまして、井上教育総務課長より提案理由の説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第四十三号について御説明申し上げます。

本件は、令和五年第二回世田谷区議会定例会に提出予定でございます令和五年度一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長から意見を求められましたので、御提案するものでございます。

補正予算案の内容につきましては、資料右上三ページ以降でございます世田

谷区補正予算に記載してございます。まず、一般会計補正予算（第二次）でござい
ます。歳入につきましては、資料右上一〇ページを御覧ください。記載の
金額は区全体のものでございますが、このうち教育委員会事務局所管分とし
ましては、17繰入金の01基金繰入金が四億九千四百十三万八千円減額補正とな
ります。区では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和五年度の当初予
算に様々な事業費を計上してりましたが、感染症法上、五類への分類変更に
伴い、終了、中止等あった事業があったため、その経費を減額補正してござい
ます。

あわせまして、歳入についても歳出とバランスを取る必要があります。区
全体の財政運営を鑑み、小学校施設改修工事業について四億九千四百十三万
八千円を一般財源から充当することとしたため、基金からの繰入れを同額減額
するものでございます。

以上が一般会計補正予算案（第二次）（教育委員会事務局所管分）の主な概
要でございます。詳細は、資料右上一三ページ以降の世田谷区補正予算説明書
を後ほど御確認いただければと思います。御審議のほど、よろしく願いた
します。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、
どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四十三号につきまして採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第二から日程第六までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第三 議案第四十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児

休業等に関する条例の一部を改正する条例）

日程第四 議案第四十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（幼稚園教育

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

日程第五 議案第四十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の退職

手当に関する条例の一部を改正する条例）

日程第六 議案第四十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の旅費

に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第四十四号から議案第四十八号までの五件につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、私から、議案第四十四号から議案第四十八号の五件について、一括して御説明いたします。

本件は、第二回定例区議会へ提案する条例改正議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長から意見を求められたため、提案するものでございます。

議案第四十四号の二ページを御覧ください。第二回定例区議会提出議案について、1の案件名に記載のとおり、七本の条例案について意見を求められています。私からは、このうち(1)から(5)までの五本の条例案について順次御説明いたします。なお、本改正につきましては二十三区統一で行われるものでございます。配偶者について規定する条項に、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、

日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をパートナーシップ関係とし、このパートナーシップ関係の相手方も配偶者と同等の扱いをしようとするものでございます。

議案第四十四号の五ページ、新旧対照表を御覧ください。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例についてですが、育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限に関して、第十一条第一項において、配偶者だけでなく、パートナーシップ関係の相手方が深夜において常態として子を養育することができる場合も深夜勤務の制限を請求できないものいたします。また、第十八条において、介護休暇の要件となる要介護者の範囲にパートナーシップ関係の相手方またはその父母等も含まれるようにいたします。

続きまして、議案第四十五号の新旧対照表になります。五ページを御覧ください。職員の育児休業等に関する条例では、育児休業の取得、延長について定めている第二条の三、第二条の四、第三条及び第四条において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いといたします。また、育児短時間勤務について定めている第八条、それから、育児休業に関する制度周知及び取得意向の確認について定めている第十七条の二においても、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いといたします。

続きまして、議案第四十六号も五ページの新旧対照表を御覧ください。幼稚園教育職員の給与等に関する条例では、第十一条における扶養手当の支給の対象となる扶養親族の範囲について、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いといたします。また、配偶者がいない場合の扶養親族たる子の一人を扶養する場合の特例について定める一部改正条例附則においても、特例の対象外とする取扱いについて、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いといたします。

続きまして、議案第四十七号、五ページの新旧対照表を御覧ください。職員

の退職手当に関する条例では、第四条における死亡した職員の退職手当の受給権を有する遺族の範囲について、パートナースhip関係の相手方を配偶者と同等の取扱いをしようとするものでございます。

最後になります。議案第四十八号、五ページを御覧ください。新旧対照表でございます。こちらの職員の旅費に関する条例では、第二条第一項第六号において、扶養親族の範囲を規定しております。こちらについても、配偶者についてパートナースhip関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとしようとするものでございます。こちらにつきましては、職員の赴任旅費に係るところに扶養親族が関わってくるので、このような用語の定義となっております。

これらの改正条例の施行日は、いずれも令和五年七月一日としております。議案第四十四号から議案第四十八号までの五件の説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、本五件について、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本五件を原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十四号から議案第四十八号までの五件を原案のとおり承認いたします。

日程第七と日程第八を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第七 議案第四十九号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区保育料条例の一部を改正する条例）

日程第八 議案第五十号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第四十九号と議案第五十号の二件につきまして、宇都宮教育総合センター長より提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第四十九号、世田谷区保育料条例の一部を改正する条例、議案第五十号、世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例について、一括して御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和五年第二回世田谷区議会定例会に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づいて区長から意見の求めがございましたので、御審議をお願いするものでございます。

本件は、いずれも、こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の改正により、規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

初めに、議案第四十九号、世田谷区保育料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

五ページの新旧対照表を御覧ください。子ども・子育て支援法第十九条第二項の削除に伴い、「第十九条第一項」を「第十九条」へ変更を行うものでございます。

続きまして、議案第五十号、世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給

付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

同じく五ページの新旧対照表を御覧ください。こちらにも議案第四十九号と同様に、子ども・子育て支援法の第十九条第二項の削除に伴い、「第十九条第一項」を「第十九条」へと変更を行うものでございます。

本件は、いずれも公布の日より施行する予定でございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、本二件について、一括して採決することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本二件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第四十九号と議案第五十号の二件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年第一回区議会臨時会における議案の審査結果について、本件に関して、井上教育総務課長より口頭説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、口頭での説明で恐縮でございますが、令和五年第一回区議会臨時会における教育に関する議案の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和五年第一回区議会臨時会における議案につきましては、お手元の次第に

記載のとおり、世田谷区立池之上小学校改築工事請負契約変更など四件でございまして、いずれも去る五月二十三日の区議会本会議にて可決されてございます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)次期世田谷区基本計画（骨子）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、次期世田谷区基本計画（骨子）につきまして御説明をさせていただきます。

早速ですが、資料を御覧ください。まず、1の主旨でございますが、令和五年三月の世田谷区基本計画審議会からの答申を踏まえまして、令和六年度を初年度といたします次期基本計画の骨子を取りまとめたため、報告するものでございます。

2の計画期間、3の計画の位置づけにつきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、4の基本計画骨子でございますが、別紙1の概要版で御説明させていただきます。資料右上のページで三ページでございます。別紙1、世田谷区基本計画（骨子）【概要版】を御覧ください。

まず、資料上段、第一章の計画の策定については、計画の位置づけ・期間等を記載してございます。また、資料左側の第二章、オレンジで表示している部分でございすけれども、計画策定の背景については、社会動向や目指すべき未来の世田谷の姿を記載してございます。資料右側、第三章は基本方針に

なります。区政が目指すべき方向性として、持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくるを掲げてございます。その下段、計画の理念ですが、計画全体を貫く考え方として、参加と協働を基盤とする、区民の生命と健康を守るなど六つの基本理念を位置づけてございます。また、さらにその下段でございませうけれども、地域行政推進条例及び同推進計画の考え方を反映するため、地域経営の考え方を記載してございます。

続きまして、資料四ページを御覧ください。資料左側、第四章の政策でございませうが、上段には重点的に取り組むべき政策としまして、子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備、新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実など、六つの政策を重点政策として掲げてございます。

その下段は、分野別政策でございます。記載の九つの分野に分けてまして政策の方向性を記載してございます。今後、基本構想に定める九つのビジョンを具体化するための政策を体系的に整理いたしまして示してまいります。

続きまして、資料右側、第五章の計画実行の指針でございませうが、計画に掲げる施策の推進に当たって考慮すべき指針として、(1)から(7)までの七項目を掲げてございます。

その下、第六章の持続可能な自治体経営ですが、計画に掲げます目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向けまして、持続可能な自治体経営の確立に向けた考え方を記載してございます。

五ページからが別紙2、基本計画（骨子）となりますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

また、本日おつけしております二五ページ以降には、先ほど申し上げましたが、基本計画審議会からの答申となります基本計画大綱を参考としておつけをさせていただきます。

資料の一ページ目、かがみ文にお戻りいただければと存じます。5の大綱を

踏まえた庁内での検討でございますが、骨子作成に向けまして庁内で検討を行いました、先ほど御説明しました地域経営の考え方や持続可能な自治体経営の確立に向けた取組みの考え方など、骨子に盛り込んだ主な内容を記載してございます。

続きまして、レジュメの裏面、二ページ目を御覧ください。6の今後の検討の進め方でございますが、区民ワークショップ、シンポジウムの開催をはじめ、多様な区民意見聴取の取組みを進めまして検討を進めてまいります。

最後に、7の今後のスケジュールでございますが、六月から区民意見募集などを実施しまして、記載のとおり年度内の策定を目指してまいります。

私からの説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)教育大綱の策定及び令和五年度世田谷区総合教育会議の実施について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、教育大綱の策定及び令和五年度世田谷区総合教育会議の実施について御報告させていただきます。

資料一ページを御覧ください。まず、1の教育大綱の策定でございます。教育委員の皆様におかれましては、既に十分御承知のことと存じますが、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成二十七年四月より施行されまして、地方公共団体の長と教育委員会によって構成されます総合教育会議の設置ですとか、教育の目標や施策の根本的な方針となる教育大綱をあらかじめ総合教育会議で協議の上、地方公共団体の長が策定することなどが定められてござ

います。現在、区の教育大綱は、昨年、令和四年度第一回の総合教育会議において、教育大綱の一部改定について協議されたものとなっております。

資料1の三段落目でございますが、また、昨年、令和四年度の総合教育会議において、第二次教育ビジョンが令和五年度末に終了することを踏まえまして、令和五年度の総合教育会議で教育の基本的な枠組みとなります新たな教育大綱の制定に向けた議論を積み上げること、また、教育の方向性を一致させた上で、その具体的な取組みを定めます（仮称）世田谷区教育振興基本計画を策定することが確認されましたことから、以下のとおり総合教育会議を実施いたしまして、教育大綱を策定するための議論を行ってまいります。

続きまして、2の世田谷区総合教育会議について、まず、(1)主旨でございますが、既に御承知のことと存じますが、総合教育会議は、区長が招集しまして、区長と教育委員会が教育大綱や教育における重要施策等について協議、意見交換を行う場でございます。なお、会議は公開の場で実施することが定められておりまして、今回も広く周知し、会場とオンラインの両方で傍聴を受け付けることとしてございます。また、会議においては、関係者または学識経験を有する方から意見を聞くことができることから、必要に応じて会議への参加を依頼してまいります。

続きまして、(2)実施概要でございます。第一回でございますが、日時は七月一日土曜日、午後一時から四時、会場は教育総合センターでございます。当日は、会場での傍聴に加えまして、同時にオンラインでライブ配信をいたします。会場傍聴とオンライン配信につきましては、会場百二十名、オンライン一千名と、昨年よりも定員を増やしまして、より多くの方に御視聴いただきたいと考えてございます。

内容につきましては、第一部が新たな学びの実践に向けて、第二部が教育大綱（素案）についてをテーマとしてございます。第二部の教育大綱（素案）に

ついてでは、これまでの総合教育会議における議論や第一部の内容も踏まえ、素案について御議論いただきたいと考えてございます。

資料二ページを御覧ください。②第二回につきましては、日時が十月二十一日土曜日に開催予定でございます。内容につきましては、教育大綱の案を議論する予定でございますが、詳細につきましては、七月の第一回の内容も踏まえ、決定をさせていただきます。

最後に、(3)第一回総合教育会議の広報、受付等でございます。周知につきまして、既に令和五年六月一日より、区のホームページや「区のおしらせ」、また、すぐるのほか、学校の教職員向けにメールで案内するなど、広く参加を呼びかけてまいります。また、当日の会議の様子につきましては、後日、ユーチューブ、世田谷区公式チャンネル「せたがや動画」においても配信する予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)世田谷区立郷土資料館の再開館について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 私からは、世田谷区立郷土資料館の再開館について御報告いたします。

資料の1、主旨を御参照ください。郷土資料館は令和四年度に設備更新のため大規模改修工事を実施し、昨年度末に竣工いたしました。再開館に当たり、常設展示や記念展示などの実施につきまして御報告いたします。

2を御参照ください。再開館は令和五年八月一日を予定しております。開館時間、休館日、入館料は記載のとおり、一時休館前の令和三年度と変更はございません。郷土資料館では、常設の展示として、世田谷の原始時代から近現代までを御案内してまいりましたが、これまでの展示を刷新し、世田谷の歴史と文化への理解を深め、郷土愛を育むことができるような来館者に分かりやすい展示に改めます。また、直接手に取って学べる体験コーナーや民俗展示コーナーを新設いたします。

3を御参照ください。再開館を記念いたしましたして、二つの展示を年末までの約五か月間の間実施することとしております。まず一つ目といたしまして、重要文化財である野毛大塚古墳をテーマに、八月一日から十月二十二日まで約二百二十点の出土品を展示するとともに、関連する講演を館内で実施することとしております。二つ目といたしまして、十月二十八日から十二月二十八日まで、「館藏品でみる宗教美術の造形（かたち）」をテーマとしまして、約五十点の絵画や仏像などを展示いたします。こちらは外部講師を招いて、関連する講演を館内で実施することとしております。

最後に、今後のスケジュールを御報告いたします。今後のスケジュールは、4に記載のとおりでございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)第三次世田谷区立図書館ビジョンの策定の考え方について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、第三次世田谷区立図書館ビジョンの策定の考え方について御説明いたします。

資料を御覧ください。1の主旨ですが、第二次世田谷区立図書館ビジョンは、平成二十二年に策定された第一次図書館ビジョンを受けて平成二十七年度に策定されました。第二次図書館ビジョンの計画期間が平成二十七年度から令和五年度までとなっているため、今年度、第三次図書館ビジョンの策定を進めます。

2の第三次図書館ビジョンの計画期間ですが、これまでの図書館ビジョンでは、上位計画として教育ビジョンがあり、計画期間も教育ビジョンに合わせて十年の教育期間としていました。今回、上位計画である（仮称）世田谷区教育振興基本計画の計画期間が五年間としているため、これに倣って図書館ビジョンの計画期間は五年といたします。

3の検討体制ですが、令和五年五月に第三次図書館ビジョン策定検討委員会を設置しております。検討委員につきましては、策定検討委員会名簿をつけておりますので、裏面を御覧ください。有識者を筆頭に、町会総連合会や商店街連合会の代表者、障害者福祉団体の代表、PTA、学校関係者、区の幹部職員など十八名で構成しております。

次に、世田谷区立図書館運営協議会との連携です。昨年度、世田谷区立図書館運営協議会では、第二次図書館ビジョンに掲げる各基本方針に基づく取組み実績について評価、検証を行っています。そこでまとめられた意見等について、今回の図書館ビジョン策定検討委員会にて御説明いただく機会を設け、第三次図書館ビジョンの検討の参考といたします。

次に、主な検討事項ですが、策定検討委員会では、図書館ビジョンにおける基本理念、基本方針について検討していただき、基本方針に基づく施策の方向性や取組みについての検討を行います。取組み項目の具体例といたしましては、前回、第二次図書館ビジョンでは触れなかったこととして、障害の有無にかかわらず全ての区民が利用できる取組みについてと、DXやICTの視点を

取り上げる予定です。図書資料だけではなく、インターネット上のデジタル図書をはじめとする様々なメディアについての検討を行う予定です。第二次図書館ビジョンにあった地域特性を反映した事業の実施を引き続き検討していきます。

最後に、今後のスケジュールです。素案が完成した段階で、改めて教育委員会に御報告いたします。その後、素案について区民意見募集を行い、その後の検討についての案を作成し、令和六年二月に第三次図書館ビジョンの報告を行い、三月に第三次図書館ビジョンの策定ということを予定しております。なお、五月十五日月曜日に第一回の策定検討委員会を開催しております。内容は、第一回ということで、各委員の紹介の後に、学識経験者の松本先生から、今日の公共図書館の動向というテーマで講話をいただいた後に、それぞれの団体の立場で意見交換を行いました。また、第二回目には、図書館運営協議会からの報告をいただく予定です。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 まず最初に、基本的に図書を中心としたというような御説明だったと思うのですが、今後、図書館の役目というのはこれからの五年間でもものすごく変わってくると思うのです。その意味では、例えばDX化に対する配慮とかという文言も今出てまいりましたけれども、DX化に対する配慮ではなくて、DX化というのがもう既に社会インフラになるというのは、五年後は確実にだと思っています。そのときに、図書というものに限定して図書館ビジョンを考える必要は全くないと私は思っていて、社会機能の中で図書館が一体何を果たすべきなのか、それから、図書館からどういう情報を発信するのかというようになことも含めて、もう少し幅広く御検討いただきたい。

やはり今までの図書館ビジョンは、どうしても図書というものに限られていて、本をどう集めるか、本をどう見せるかということに限られていたと思うのですが、少なくともその時代からは一歩変わったのだという認識を持って、ぜひこのビジョンの作成を進めていただければと思っています。

その意味では、社会の変革ということから考えたときに、五年間という時間はひよつとしたら長過ぎるかもしれないと思います。今後、社会が大幅に変わってきたときにどう対応していくかということも、事務局の側でぜひ併せて御検討いただいております。

○齋藤中央図書館長 教育委員の御意見をいただきまして、先ほども御説明いたしました。デジタル図書をはじめとして、様々なメディアについての検討を進めてまいります。

それから、二番目につきましては、このビジョンの計画に行動計画というものをつくる予定でして、行動計画はもう少し細かいレンジで見直しが効くような形をつくっていききたいと思っております。

○渡部教育長 これからは図書館の概念を変えていく必要があるということ、図書を中心とした考え方ではなくて、情報の発信の仕方、情報が中心になるというお話をいただいたと思いますので、そういうことをこれからやっていきたいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)令和五年度生徒会サミットについて、本件に関して、井元副参事より説明をお願いします。

○井元副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、令和五年度生徒会サミットについて御報告させていただきます。

初めに、1の主旨についてでございますが、毎年、区立中学校の生徒会役員が集まり、各校の生徒会活動の様子や内容を共有する目的で行っている生徒会

サミットについて、今年度は、こども基本法の制定や生徒指導提要の改定の趣旨を踏まえ、生徒の考えや意見、アイデア等を今後の学校生活に生かしていくことができるよう改善を図っておりますので、令和五年度の生徒会サミットの計画の概要について報告をさせていただきます。

2の令和五年度の活動についてですが、第一回目のワークショップでは、生徒が日本ユニセフ協会の職員から子どもの権利条約の趣旨を学び、自校の現状や課題等について話し合いを行います。第二回目のワークショップでは、生徒が講師のファシリテーションにより学校生活をよりよくするための行動や態度の指針の作成の仕方を学びます。その後、各学校で指針の作成に取り組み、各ブロックで情報共有しながら完成をさせてまいります。最後の報告会においては各校の指針を報告し合い、成果の共有を図ってまいります予定でございます。

3の参加生徒については、記載のとおりでございます。

4、スケジュールについてですが、令和五年六月十日と八月二日水曜日にワークショップを行いまして、その話し合いを受けて、二学期から各学校において生徒が指針を作成するための活動を展開してまいります。十月、十一月、一月にはブロックごとに各校の取組みの進捗状況の確認と報告会へ向けた準備を行い、二月三日土曜日の生徒会サミット報告会に向けて準備をしてまいります。

5の生徒会サミット報告会についてでございますが、日時は記載のとおりでございます。(2)内容につきましては、①各校が作成した指針の報告と、②パネルディスカッションを行う予定でございます。(3)成果の公開につきましては、報告会等の様子を教育委員会のホームページ等に掲載し、広く周知する予定でございます。

6の外部講師についてですが、子どもの権利条約についての講演を日本ユニセフ協会の職員の方に、また、ワークショップ等のファシリテーターを兵庫県立大学、竹内和雄教授にお願いをしているところでございます。

私からの報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7) 「子どもSOS相談フォーム」の配信について、本件に関して、井元副参事より説明をお願いします。

○井元副参事（学校経営・教育支援担当） 私からは、「子どもSOS相談フォーム」の配信について御報告をさせていただきます。

初めに、1の主旨でございますが、現在、児童・生徒が学習用タブレット端末から学校の悩みをアンケートフォームを活用して教育委員会に届け、受け付けた教育委員会が対面相談につなげていく取組みとして、「子どもSOS相談フォーム」の開設に向け準備を進めているところですが、操作等の検証のために教育委員会職員のタブレット端末に試験的に相談フォームのアイコンを配信するよう委託業者に依頼したところ、相談フォームのアイコンが児童・生徒を含む約四万六千台に配信されてしまいました。そして、実際に児童・生徒から相談が寄せられていたため、その対応について御報告をさせていただきます。

2の相談フォームの内容につきましては、三ページからの別紙、相談フォームを御参照ください。まず、相談者が項目番号1と2の質問で、相談したいことを入力し、四ページの項目番号3の質問で相談したい人を指定し、項目番号4、5、6の質問で、相談者自身のことを入力するというつくりになっています。なお、この質問につきましては現在検証段階のものでございます。

続いて、実際に寄せられた相談の概要について御報告をいたしますので、一ページを御覧ください。3、相談の概要の(1)相談が寄せられていた期間につ

きましては、五月八日月曜日から五月十九日金曜日の十二日間でございます。

(2) 相談フォームから送信された件数は全部で六百七十二件あり、そのうち相談内容が記載されていたものが二百三十五件、相談内容が空欄であったり、不明な記述であったりするものが四百三十七件ございました。

(3) 相談区分ごとの相談件数等につきましては、表に記載したとおりでございます。

4、寄せられた相談への対応ですが、(1)緊急性を要すると判断した相談につきましては、至急、当該校の管理職に連絡をし、相談者の希望する人との面談を実施するとともに、現在も経過観察中でございます。(2)その他の相談につきましては、既に各学校へ相談一覧表を送付し、相談者の意向に沿った対応を開始しております。具体的には、①学校で対応するものにつきましては、できる限り早く指定された者と面談し、②教育委員会で対応するものにつきましては、教育委員会の職員が訪問するまでの間、管理職による見守りを行っております。とところでございます。

5、今後の運用についてですが、(1)現状につきましては、現在の相談フォームは、別添画像のとおり表示されるよう設定し、一時休止としております。今後、なるべく早くの再開を目指し、相談者の特定方法や寄せられた相談対応手順等を整理、検証し、七月中を目途に正式運用として再開する予定でございます。

私からの報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8) 民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について、

本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、民設民営放課後児童健全育成事業の整備・運営事業者の決定について御説明いたします。

新BOP学童クラブでは、共働き世帯の増加等を起因とし、年々登録児童数も増加傾向にあり、場所によっては登録児童数が二百人を超える大規模化が大きな課題となっております。区では、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けまして、民設民営の放課後児童クラブの整備を進めるため、区が放課後児童クラブにおける児童への支援の質をまとめた運営方針を理解し、区の事業に積極的に協力できることなどを要件とした募集要項により公募を行いました。今回の公募に対しましては四件の提案をいただきましたが、審査委員会で厳選なる審査を経て、これから御説明をする三件の提案を採択し、整備・運営事業者として決定することとなりましたので、御報告いたします。

1、採択した提案地及び事業者です。今回の公募において、審査の結果、採択した提案は御覧の三件で、いずれも令和六年四月に開設を予定しております。表の上二件については、いずれも整備・運営事業者が株式会社ベネッセタイルケアで、桜新町二丁目の提案については予定定員が四十人で、優先受入れ校が松丘小学校、桜町小学校です。また、粕谷二丁目の提案については、予定定員が八十人、優先受入れ校が芦花小学校です。三件目は、提案地が砧二丁目、提案、整備・運営事業者がライクキッズ株式会社、予定定員が八十人、優先受入れ校は山野小学校です。粕谷二丁目及び砧二丁目の提案は新たに整備する計画となりますが、桜新町二丁目の提案は、区の補助事業によらない形で、既に学童クラブとして運営している既存の施設で、本選定により令和六年四月から区の補助事業として運営を行っていくものです。

それぞれの提案地の位置については、四ページ以降に参考として周辺図を掲載しております。後ほど御確認ください。

説明を続けます。2、経過については、記載のとおりでございます。

次に、3の評価でございます。質の維持、向上ができる事業者であることを基本とし、主に二ページの表に記載の点を重視して選定を行ったものです。

それでは、二ページを御覧ください。表に記載の五つの評価項目、事業者の理念、事業の安定性・継続性、運営管理体制、質の確保、人材の確保・育成・継続年数について、評価内容を重視し、審査を行いました。

(2)審査方法につきましては、応募のあった提案全てに対して、書類審査に加え、事業者が既に運営している放課後児童クラブの現地調査と事業者の計画責任者及び施設長候補者へのヒアリング審査を実施した上で総合的に評価を行い、整備・運営事業者を決定しました。

三ページにお進みください。4、審査結果、(1)書類審査及び現地調査・ヒアリング審査でございます。それぞれの提案に対する評価点数等は表に記載のとおりです。なお、表の下、一つ目に米印で記載のとおり、事業者の選定は、評価点数三百八十八点の七割を超えることを基本とし、開設、運営の条件を付すことで、質の確保や提案の実現性を総合的に判断しました。

(2)総合評価です。審査委員会の総合所見として、それぞれの事業者の評価されたポイントや、開設、運営に当たったの主な附帯条件を記載しております。

5、審査委員会の構成は、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)新BOP学童クラブの実施時間延長にかかる利用状況について、本件に

関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、新BOP学童クラブの実施時間延長にかかる利用状況について御説明いたします。

1、主旨でございます。令和五年四月から、新BOP学童クラブにおいて、かねてより一部でモデル事業を行っていた通常の利用終了時間の十八時十五分を超えて十九時まで利用ができる実施時間の延長について、全校での対応を開始したため、これまでの利用状況について御報告をいたします。

2、実施時間延長の概要でございます。通常の新BOP学童クラブの利用については、表の左側に記載のとおり、定員は設けず、主な対象は小学校一から三年生、月曜から土曜まで開所し、実施時間は十八時十五分まで、退所時は児童が自分で下校する形を取っております。このたび、全校実施を開始した実施時間延長の利用については、表の右側に記載のとおり、月ぎめ利用はあらかじめ登録した時間延長が必要な児童が対象で、毎月十二日以上、定員は四十名、対象は主に一年生で、空き状況によっては二年生以上も利用が可能です。

次に、スポット利用ですが、急な残業等で日ごとに延長利用の要否が変わる児童を対象として、定員は、月ぎめの定員四十名から月ぎめの登録人数を引いた人数が上限となります。月ぎめ利用、スポット利用ともに、実施は月曜から金曜の十九時まで、退所は保護者によるお迎えとなります。

二ページを御覧ください。3、利用状況です。区立小学校全六十一校の新BOPについて、令和五年四月七日から五月十二日までの土曜、日曜、祝日を除く二十三日間の利用をまとめたものです。(1)利用実績です。本文と下の表を併せて御覧ください。時間延長登録児童数は、令和五年五月一日時点で、表ではAとして記載をした月ぎめ利用が二百二十六人で、一番右の表にございます新BOP学童クラブの総登録児童数八千九百七十九人の二・五%となります。表のB、スポット利用では八百七十五人で、総登録児童数の九・七%となります。

す。

次に、二段落目ですが、学年別の登録児童数でございます。月ぎめ利用が一年生が百七十六人で、月ぎめ利用登録児童数の七七・九％、二年生が三十七人、三年生が十三人となっております。また、スポット利用は、一年生が四百九十九人で、全体の五七・〇％、二年生が二百四十二人、三年生が百二十七人、四年生が七人となっております。

次に、三段落目ですが、実際に利用した児童数です。月ぎめ利用が百八十三人、スポット利用が五百三十七人となっております。

四段落目でございます。月ぎめ利用は、利用児童一人当たり平均七・四回、スポット利用は一人当たり平均一・九回となっております。月ぎめ利用が定期的な利用、スポット利用が緊急的な利用となっていることがうかがえます。

次に、三ページを御覧ください。(2)利用時間の状況でございます。利用時間を十五分ごとに記載しております。月ぎめ利用は遅い時間帯ほど利用が多く、スポット利用は十八時三十分までの十五分以内の利用が五割近くになっております。

4、運営体制です。延長に当たっては、新BOP職員のうち二名をシフトとして対応しています。

5、現時点の評価及び今後の対応です。実施時間延長については、継続的に延長が必要な家庭や、急な残業等で延長が必要となる家庭のセーフティーネットの役割を目的としており、現時点では目的に沿った利用がされていると考えております。引き続き効果、検証しながら改善に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10) 区立深沢保育園建物及び区立三島幼稚園跡地を活用した民間誘導による放課後児童健全育成事業の整備方針について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 私からは、区立深沢保育園建物及び区立三島幼稚園跡地を活用した民間誘導による放課後児童健全育成事業の整備方針について報告をさせていただきます。

まず、1の主旨でございます。本年二月に区議会の福祉保健常任委員会で子ども・若者部から、新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向け、閉園後の深沢保育園建物を暫定利用した民間事業者による放課後児童クラブを誘導することに關しまして御報告をしております。その報告時点では、暫定利用期間経過後は、近隣の公共施設を活用して事業を継続するというようにしていただくがございます。このたび、複数の新BOP学童クラブ、大規模校の児童の受入れが可能な立地がございます深沢保育園近くの三島幼稚園が中町幼稚園と集約化することを受けまして、三島幼稚園跡地を活用し、運営事業者にクラブ棟を整備させ、深沢保育園の建物の暫定利用期間経過後も放課後児童クラブを継続運営する方針の御報告となります。

2、深沢保育園周辺の小学校の新BOP学童クラブの状況でございます。表にございますとおり、深沢保育園周辺八百メートルの範囲には五つの小学校の新BOP学童クラブがございますが、特に登録児童数につきましてはどの新BOP学童クラブも増加傾向にございます。

二ページにお進みください。地図をお示ししております。深沢保育園と三島幼稚園は、直線距離で約五十メートルと至近にございます。

続きまして、三ページにお進みください。3、閉園後の深沢保育園建物及び三島幼稚園跡地を活用した整備方針、(1)整備方針概要についてでございます

す。全体の整備スケジュールをお示ししておりますので、御覧ください。まず、表の一番上の段になりますけれども、令和五年六月十七日に閉園する深沢保育を暫定利用し、プロポーザル方式の公募により選定する民間事業者が令和六年四月より放課後児童クラブの運営を開始いたします。

次に、真ん中の段になりますけれども、令和八年度末に予定する中町幼稚園への集約化により、三島幼稚園跡地が活用可能となるため、令和九年度から幼稚園の建物を解体し、その後、深沢保育園で放課後児童クラブを運営している事業者に土地を貸付け、クラブ棟を整備してもらい、移転をする予定でございます。

最後に、一番下の段になりますけれども、令和十年度途中から放課後児童クラブが移転した旧深沢保育園の建物につきましては、当初から予定していた新町保育園の長寿命化改修工事期間中の仮園舎としての活用を予定しております。

四ページ目にお進みください。(2)整備地等の現況については、資料記載のとおりでございます。

(3)具体的な整備手法について御説明いたします。①旧深沢保育園建物を暫定利用した放課後児童クラブの整備についてでございます。資料に記載のとおりとなりますけれども、建物は行政財産から普通財産に変更後に無償貸付けを行うこととし、放課後児童クラブとして暫定利用するための改修工事費として約三千万円、新町保育園の仮設園舎利用のための改修工事費として約一千万円の整備経費を想定してございます。

②三島幼稚園跡地を活用した放課後児童クラブの整備につきまして、i)三島幼稚園建物の解体及び放課後児童クラブ棟の整備について、五ページの整備イメージを御覧ください。三島幼稚園開園当初から建っている建物である西棟につきましては、放課後児童クラブが移転する予定の令和十年度時点で築年数

が六十年となる予定でございます。区の公共施設等総合管理計画で解体建て替えの目安とする築六十五年が目前であること、また、第一種低層住居専用地域の三島幼稚園敷地で、児童福祉施設である放課後児童クラブを実施する場合、建築可能な面積に制限がございますため、建物を減築する必要が生じることとあった点などを踏まえまして、令和九年三月末の幼稚園集約化後に増築棟も含む既存建物を解体した上で、令和九年度以降に当該敷地、地図のところの北側部分約八百平方メートルを運営事業者に貸付けをしまして、その運営事業者が補助事業を活用してクラブ棟を新築する計画としております。ただし、敷地分割の仕方によって建物が別々に建っておりますことから、スケジュールや工事費用の効率化を目的として、西棟の解体も含めて、整備・運営事業者に担わせることも検討をしております。

六ページを御覧ください。ii) 移転時期につきましては、米印に記載しておりますとおり、不測の地中障害などによる解体の影響や採用する工事手法等により移転時期が遅延する可能性があるなど、流動要素もあるため、現時点では令和十年度中としてございます。

iii) を御覧ください。登録児童定員数は、深沢保育園建物での放課後児童クラブと同数の八十名を基本と考えております。民間事業者の実施する放課後児童クラブに対する申込み状況等を踏まえ、運営事業者と協議しながら改めて定員増を検討することもしていると聞いております。

iv) 土地の貸し付けでございますが、本計画において新築するクラブ棟は木造または軽量鉄骨造での建築を想定し、土地の貸付期間は二十三年間、貸付料は無償とする予定でございます。

v) 施設整備費でございますが、現時点で令和五年度以降の施設整備関連の補助制度が示されていないため、歳出予算として、現時点の補助上限額である九千三百万円を記載しております。また、歳入予算に関しましても、現行の国

及び都の補助制度を想定しており、区及び運営事業者の負担はないことを想定しております。また、既存建物の解体工事費用は平米単価十五万円で計算し、一億四百五十五万円と想定をしております。

(4)施設整備にあたっての留意点でございますが、本計画は区有地を無償で貸し付け、第二種社会福祉事業として位置づけられる放課後児童クラブを実施するものであり、令和四年度に世田谷区として策定した運営方針を基本としつつ、民間事業者の創意工夫による質の高い放課後児童クラブの実践を目指してまいります。そのため、民間事業者が運営する届け出をしていない放課後児童クラブなどが行っているような基本利用料とは別にサービス料等を徴収して行う自主収益事業の導入は不可とすることを原則としております。ただし、運営方針に抵触せず、放課後児童クラブの基本活動の拡充に寄与するもので、保護者負担が実費相当分である範囲で行われるものであれば提案を採用させていただくことも検討をしております。また、三島幼稚園跡地への移転後の施設整備では、具体的な整備に入る段階で、放課後児童クラブと親和性が高く、地域需要を満たすような別の機能の併設も整備・運営事業者と検討することとしております。

七ページ目を御覧ください。4、深沢保育園建物での運営開始までのスケジュールについては、記載のとおりでございます。三島幼稚園周辺の地域住民及び幼稚園保護者への計画説明を行った後、令和六年四月一日から深沢保育園園舎での運営開始に向け、九月には整備・運営事業者を決定し、順次、改修工事などに着手してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、(11)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、私から一件ございます。六月一日から二日にかけて、教育委員五名で徳島県神山町へ視察を行いました。この視察は、令和六年度から令和十年度までの五年間を計画期間とする次期教育振興基本計画の策定に当たったの参考とするため、また、現在、教育委員会が取り組んでいる施策のさらなる充実に向けた参考とするために実施いたしました。

それでは、澁澤委員から、中村委員、鈴木委員、坂倉委員の順に、感想や印象に残った取組みなどについてお話しただけだと思います。それでは、澁澤委員からお願いいたします。

○澁澤委員 まず、視察に行かせていただいてありがとうございます。世田谷は全校コミュニティスクールという形で、コミュニティに支えられた学校、それは一体どういう教育があるのだろうということを私は主眼として見させていただきました。視察先の神山町ですが、四千五百人ぐらいのまさに顔の見えるコミュニティ、その上に教育機関が載っています。ただ、そうなるべくと学校教育だけではなくて社会教育も含めた非常に複合的な教育、それは学校を卒業した後、地域の担い手になっていく、あるいは大学を出てUターンで戻ってくる、Iターンで外から人が入ってくる、そういう人材を地域の中で受け止めながら新しい形の地域をつくっていく必要があります。地域側から見ると、その柱として教育というものを利用しているというようなこともよく見えてまいりました。また、そのコミュニティの中で育てられている子どもたちも、ある意味では、教科書の中での学びだけではない、実社会の中での学びをしていくということに対して非常に興味を持ち、積極的に関わっている姿も実際に拝見することができました。

今後、子どもがコミュニティスクールをこのまま進め、地域に支えられた学

校を標榜していく中で、新たな学びの仕方、あるいは考え方、大変多くの示唆を得た視察となりました。

○渡部教育長 それでは、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 視察、本当にありがとうございました。世田谷区は、地域とともに子どもを育てるということで、地域連携に以前からずっと力を入れてきたわけですが、どうしても私自身も、学校教育という視点からなかなか外れることができない。皆様もやはりそれぞれ立場がありますから、行政のお立場というものがどうしても中心的な思考になると思うのですけれども、やはり複眼的な思考の大切さというものを今回学ばせていただきました。

ただ、これが誰しもできるかというところでもなくて、やはりキーパーソンの方がいたり、また、いろいろな立場をつなぐ役割というものが大切なのだなということ学ばせていただきました。一方で、キーパーソンということになると、どうしてもそういう方に依存をしまつて、継続性の問題というのやはり出てくる。世田谷区内の中でも、例えば総合型スポーツクラブでも似たような後継者の問題などもよく話で聞きますし、これが大きな課題かなと思います。

それからもう一つ、地域連携というものを進める単位として、世田谷区全体で考えることももちろん大切ですが、私も以前関わっていた仕事で、介護保険の中で地域で助け合いの活動を生み出す単位として中学校区というのが随分言われていました。その意味でも、地域連携を進める単位として、やはり学び舎という単位の重要性というものは再確認する必要があるのではないか。大綱をつくる上でも、今後、学び舎の役割をもう一つ見直す必要があるかという感想を持たせていただきました。

○渡部教育長 それでは、鈴木委員。

○鈴木委員 神山町に視察に行かせてもらい、ありがとうございます。私はや

はり保護者目線というか、PTAとして物事を見てしまいますので、神山町の取組みについて、具体的にどういうふうに皆さんが関わっているのかなというところを中心に見ていったような感じでした。

まず、神山町の今回のいろいろなプロジェクト、彼らの地域創生戦略というか、活動について、まずPTAのおっちゃんと言われている、PTA会長をしていた方々が発起人というかキーパーソンとなってこの活動を盛り上げていったというところで、PTAと地域の関わりがとても密だなと、そのあたり非常に興味を持ちながら話を伺っていました。

その方々というのは、その地域で生まれ育ち、ただ、一度外に出て、またUターンしてきて、自分たちの子育てをして、その子どもたちをどのように育てていくか。また、神山町は今後人口も減っていき、どちらかといえば、だんだん廃れていくという方向に向かっている中、どういうふうにしたら神山町を盛り上げていけるか、彼らが人間構築をしながら、また、いろいろ考え、最先端地域であって、持続可能地域をつくる活動へ活動を発展させていったのか、そういう点で私は非常に学ばせていただいたと思います。

今回、世田谷区基本計画（骨子）で、先ほど資料にも出ていましたが、区政が目指すべき方向性という中にある参加への意欲を引き出すコミュニティづくりのあたりは、今回の視察で非常に参考になる部分がありましたので、私としても、今後、得てきた情報などを出しながら皆様と考えていけたらと思います。

また、高専というところでは、今まで世田谷区では大学との連携はありませんでしたが、高専という発想はなかったので、新しく高専の教育について触れることができて参考になったと思います。

そして、地産地食についても学ばせていただきましたが、二十三区内では農業が盛んなほうだと考えていますので、今後、世田谷区でも、育てる、作る、

食べる、つなぐというところの面でも参考になるのではないかと思いつながら今回の視察をしてきました。

○渡部教育長 では、坂倉委員。

○坂倉委員 貴重な経験、ありがとうございました。世田谷区を離れて、教育委員の皆さんと現地でいろいろな事例の話を聞きながら、見ながら世田谷の教育について考える非常に貴重な機会でした。

世田谷と神山町は、規模も、地域課題も全く違うのですけれども、それゆえ、すごく刺激になって、世田谷でも生かしていけそうなポイントが本当にたくさんあったのですが、取りあえず、ここでは二つ。

一つは、神山町の地方創生戦略計画を見てみると、東京、大規模な自治体だと、どうしても教育は教育、福祉は福祉と分野別にどんどん分かれていくのですけれども、神山の地方創生は、一番大きな戦略の中に、まず第一歩が人がいるということと、魅力的な教育があるということなのです。ですから、教育のための教育ではなくて、地域が持続可能になっていくために、まず本当に大事なものとして、いい学びがあるということ、人が育っていく場所である、だからこそ、そこに人が来る、そういうことがうたわれているのが非常に印象的でした。

どうしても世田谷だと、そうはいっても全部の分野を混ぜてやるわけにはいかないのですけれども、神山というのは小学校が二つ、中学校が一つという、ある意味、最小単位なのです。その中で、食、農業、環境問題も、福祉分野も全ての分野が混じり合って、その中でいかに教育というものが町にとって大事なものであるか、そのような視点が得られたのがすごく大きなことだったのではないか、どうしても世田谷の大きな町でいくと見失いがちな視点なのではないかと思えます。

もう一つは、では、実際にどうやって変えていくのか、実行していくのかと

いうプロセスです。それも個人個人のやる気に委ねるのではなくて、もちろん、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、もともとはPTAのおっちゃんたちが始めた三十年前のアクションが今につながっているわけですけども、一人一人のアクションから始まって、そこにいろいろな人が関わる時に、やはり行政の職員だけでも、民間の人だけでも駄目で、それを実際に実行していく組織、神山つなぐ公社というものを立ち上げて、そこでいろいろな地域資源をつなげて計画を実行していく組織づくり、これも一人、二人、コーディネートがいてどうなるというものではありませんけれども、大きな目で見ると、実際に地域を変えていく、新しいことをやっていくための人や予算やいろいろな資源をどのようにつくっていくのかみたいなどころも重要ではないか。そういうときにすごく重要な、やったらええんちゃう、とにかくまずやってみる、計画してできない理由を探すよりはできる方法を探していくという気概、マインドが町のキーパーソンの中に共有されていて、上の世代の人が若い世代を応援してどんどんやってみようよという風土がある。これも世田谷にこれからぜひとも生み出していきたい風土なのではないかと思いました。

○渡部教育長　それでは、最後に、私からお話をさせていただきますが、今皆さんがお話しなさったことと少し重なることがあります。一番大きいのは、教育を学校の中だけで考えないということでした。私たちはどうしても教育というと学校を中心に考えてしまうのですが、小さい地域なので、広い視野から子どもの育ちと学びという点で育てている、学校はその一部にすぎないという考え方です。これはなかなか参考になりました。教育は学校教育だけではないという考え方がはつきりしていました。

それから、皆さんが言った言葉に重なっているのですが、地方創生の中の単なる教育、この一部でしかない。それは文化だったり、移住だったり、環境だったり、働き方だったり、公共、そういう中の教育はたった一部でしかないと

いう考え方になっていきます。それはなぜそういうふうになっているのかというと、神山町は人口が四千人台でとても規模が少ない、だから構造が分かりやすいのです。今、私たちに起こっていることをみんなが理解するということですね。私たちは、九十二万人もいると何が起こっていて、何がどうなっているかというところがとても人ごとになってしまっている。ただ、四千人だと自分事になって捉えていくことができる単位だということです。だから、構造が非常に分かりやすい。だから、今皆さんがお話したように、学び舎単位で物事を考えていくと、先生も、保護者もいろいろな方たちが理解するのではないかということですね。

それと、神山町は、地方創生といって、このままいったら消滅してしまう地域ですから、やはり何か考えなければいけないところで、人口が毎年増えていくのです。この人たちの仕掛けが成功しているということなのですが、未来は自分たちの中にあるという考え方に基づいていて、人から与えられたものではなくて自分たちで考えていくということも思っています。

すごく私が印象的だったのは、地方から出ていく人を追うことはしない、その人たちはエネルギーを持っていて、そこで新しく活躍してもらおうならそれはそれでいいと。ただ、出ていく人がいたら入って来る人がいる、その入って来る人は新しいものを持ってくる、それを受け入れられるだけの柔軟性が私たちに必要ですということをはっきりとうたってしまったのです。だから、それは排除したらこの地域は成り立ちませんよということがはっきりとしているわけです。それをみんなが理解しているので、一緒にいろいろなことをやるしかない、では、どうしたらうまくいくのだろうということにも視点が行っているということでした。

さつきから皆さんの中に出てくるPTA会長の一人が仕掛け人になっているのですが、その人は成り行きの未来ですとおっしゃっています。私たちが考え

て、適当にやってみたらなった成り行きの未来だと。でも、これは決して成り行きの未来ではなくて、なるべくしてなった未来なのです。だから、自分事として捉えて、いろいろな人が考えて、アイデアを出し合えば、方向性はそういうふうが決まっていくということを本当に身をもって体験してきました。

私は、やはり教育というのは子どもの育ちと学びという一つでしかない、ここでしかないということを経済委員会としても理解していく必要があるかと思っています。これをこれから世田谷の教育行政に生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。このたびはどうもありがとうございます。

それでは、本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会ですが、六月二十七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第十回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十五分閉会